

令和5年8月21日

## 民生環境常任委員協議会会議概要

委員長 赤平 勇人

副委員長 工藤 夕介

**1 開催日時** 令和5年8月21日（月曜日）午前10時59分～午前11時55分

**2 開催場所** 第1・2委員会室

### **3 報告事項**

(1) 令和5年第3回定例会提出予定案件

①青森市手数料条例及び青森市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

②青森市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について

③決算の認定について（令和4年度青森市病院事業会計決算）

(2) その他

①令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況について

②指定管理者の募集等について

③青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画の策定について

④介護保険料の遡及賦課誤りについて

⑤黒石地区清掃施設組合環境管理センターの利活用に関する条件付き公募型プロポーザルの審査結果について

#### **【挙手による報告】**

(1) 秋田市の災害廃棄物の収集運搬支援結果について

(2) (仮称) みちのく風力発電事業について

#### **○出席委員**

委員長 赤平 勇人

委員 関 貴光

副委員長 工藤 夕介

委員 中村 美津緒

委員 山田 千里

委員 小豆畑 緑

委員 竹山 美虎

委員 木戸 喜美男

#### **○欠席委員**

なし

**○説明のため出席した者の職氏名**

環境部長	佐々木 浩 文	保健部次長	加 福 拓 志
福祉部長	岸 田 耕 司	市民病院事務局次長	今 国 弘
保健部長	千 葉 康 伸	市民病院事務局次長	遠 嶋 祥 剛
市民病院事務局長	奈 良 英 文	浪岡振興部次長	石 村 淳
浪岡振興部長	舘 山 公	環境政策課長	白 川 清 悦
環境部次長	泉 宏 明	市民病院事務局総務課長	阿 部 崇
福祉部次長	大久保 綾 子	関係課長等	
保健部次長	榊 乃里子		

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主査	北 山 賢 臣	議事調査課主査	木 村 結 衣
---------	---------	---------	---------

**○赤平勇人委員長** ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。

なお、本日は、所管の報告事項に係る質疑応答のため、館山浪岡振興部長が本協議会に出席しております。よろしく申し上げます。

それでは、本日の案件に入ります。

「令和5年第3回定例会提出予定案件」について、報告を求めます。なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

初めに、「青森市手数料条例及び青森市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について」、報告を求めます。保健部長。

**○千葉康伸保健部長** 令和5年第3回青森市議会定例会に提出を予定しております「青森市手数料条例及び青森市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、制定理由であります。令和5年6月14日に、「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」が公布されまして、旅館業法の一部が改正されたことに伴い、旅館業の譲渡に係る旅館業営業者地位承継承認申請手数料を定める等のため、改正しようとするものであります。

改正内容につきまして、まず1点目として、旅館業法の一部改正により、旅館業の営業者の地位の承継について、これまで認められておりました法人の合併・分割、営業者が死亡した場合の地位の承継、これらに加えまして、営業者が譲渡する場合における地位の承継、これが新たに認められたことに伴い、青森市手数料条例に旅館業の譲渡に係る旅館業営業者地位承継承認申請手数料を追加しようとするものであります。2点目であります。ただいま説明した改正のほか、営業者が宿泊しようとする者への宿泊を拒む事由が追加されたことに伴いまして、条項の追加及び移動があったこと、また、博物館法の法律の目的や博物館の事業及び登録の要件等の見直しに伴い、条項の移動があったことなどにより、所要の改正を行うものであります。

施行期日につきましては、法律の施行日、または、この条例の公布の日のいずれか遅い日を予定しております。また、博物館法を引用しております条項につきましては、公布の日を予定しております。

説明は以上でございます。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。山田委員。

**○山田千里委員** 営業者の地位の承継とは、具体的にはどういう内容になっていきますでしょうか。

**○赤平勇人委員長** 保健部長。

**○千葉康伸保健部長** 営業者の地位の承継と申しますのは、先ほど御説明いたしま

したとおり、基本的に、旅館業を営業されていた方が、これまで、法人の合併や分割の場合ですとか、営業者が亡くなられた場合において相続された場合、これが地位の承継というふうにされておりましたが、新たに、旅館業を譲渡する場合、他の方に譲渡する場合も営業者の地位の承継が認められたということでもあります。これは、規制緩和の一環として、国でこういうふうにしたということでもあります。

**○赤平勇人委員長** 山田委員。

**○山田千里委員** それは、これまで、亡くなって、親族とかが承継していたのが、他人の方であっても、譲渡された方もということによろしいんですね——はい、分かりました。

そして、当該承認に係る手数料というのは幾らになるのでしょうか。

**○赤平勇人委員長** 保健部長。

**○千葉康伸保健部長** 申請手数料につきましては、旅館業営業者地位承継承認申請手数料は7400円となっております。

**○赤平勇人委員長** 山田委員。

**○山田千里委員** 分かりました。

そうすると、(2)の法の一部改正なんですけれども、「他の宿泊者に対するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときとする事由」という項目は何項目ありますでしょうか。

**○赤平勇人委員長** 保健部長。

**○千葉康伸保健部長** 法改正による宿泊拒否の内容であります。これは、今後、国が必要な指針を定めるということになっておりますので、その指針に基づき対応してまいります。

**○赤平勇人委員長** 山田委員。

**○山田千里委員** では、現時点では決まっていなく、この内容で条例に加わるというだけにとどまっているということによろしいのでしょうか。

**○赤平勇人委員長** 保健部長。

**○千葉康伸保健部長** 現在、青森市旅館業法施行条例第7条のところに、その記載がありますので、旅館業法の内容については、この内容で国の指針に基づいて対応するということでもあります。

**○赤平勇人委員長** よろしいですか。

**○山田千里委員** はい。

**○赤平勇人委員長** ほかに御質疑、御意見等ありませんか。竹山委員。

**○竹山美虎委員** これも確認ですけれども、「他の宿泊者に対するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したとき」ということで、これまでは、宿泊施設側は拒否することができなかった。ですよ、基本的に。それで、あまりにもひどいお客さんがいるので、そういう行為が繰り返されたときには、拒否することができるということに理解しているだけけれども、それでいいですか。

○赤平勇人委員長 保健部長。

○千葉康伸保健部長 今回の改正の趣旨でありますけれども、これまでも宿泊拒否の事由に関しては、先ほど申し上げましたとおり、法に基づく条例の規定等がありました。このたび、旅館業の営業者が、新型インフルエンザ等、感染症の症状を有している宿泊者等に対して、感染防止対策の協力を求めるという、差別防止のさらなる徹底等について、その部分について、今後、国の指針が示されると思いますが、そういったこともありまして、今般の改正に至ったものであります。

○赤平勇人委員長 よろしいですか。

○竹山美虎委員 いいです。

○赤平勇人委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

次に、「青森市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について」、報告を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 令和5年第3回青森市議会定例会に提出を予定しております「青森市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、制定理由につきましては、高齢者の在宅福祉の向上を図ることを目的に平成9年11月に設置した青森市合浦デイサービスセンターについて、指定管理者である一般社団法人慈恵会から事業継続が困難であるとの申出を受け、安定的な事業運営が困難であること及び設備の老朽化等を踏まえ、青森市合浦デイサービスセンターを廃止するため、所要の改正をするものです。

青森市合浦デイサービスセンターの経営状況についてですが、一般社団法人慈恵会は、平成29年4月から指定管理者の指定を受けたものの、平成29年度、令和元年度と赤字となっており、さらに令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症により、事業所でクラスターが発生した影響等もあり、利用者は減少し、年間2000万円以上の赤字が続いている状況となっております。令和4年度からも、指定管理者として、青森市合浦デイサービスセンターによるサービスを提供していただきましたが、利用者は、以前の水準には戻っておらず、指定管理者である一般社団法人慈恵会より、事業継続が困難であるとの話があったところです。

これらのことを踏まえ、市としても、青森市合浦デイサービスセンターの必要度について検討を進め、廃止という結論に至ったものです。

廃止理由であります。利用者数の減少等により、毎年度、赤字が続いていること、設備等の老朽化が著しく、今後の改修に多額の費用を要すること、デイサービスについては、民間の事業所数が増えてきており、利用者の選択肢が広がっているため、青森市合浦デイサービスセンターの利用者数はコロナ禍前の水準に戻ること

が見込めず、安定的な事業運営が困難であることを踏まえ、青森市合浦デイサービスセンターを廃止するものです。

なお、現在の利用者57名については、他の事業所で受入れが可能な状況となっております。

次のページを御覧ください。

スケジュールについてですが、令和5年第3回定例会で条例改正案を御審議いただき、御議決を賜りましたら、10月から12月までの3か月間で、利用者・御家族の希望をお聞きしながら、利用者の新たな受入先の調整を進めてまいります。廃止日につきましては、規則により、12月29日から年末の休館日となっていることを考慮し、12月29日としております。

改正内容は、廃止に伴い、条例中の青森市合浦デイサービスセンターに係る規定を削除するものであり、施行期日につきましては令和5年12月29日としております。

説明は以上でございます。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。山田委員。

**○山田千里委員** 廃止に向けてのスケジュールが、かなり拙速だなと思うんですが、事業継続が困難であるという申出があったのは、いつなんでしょうか。

**○赤平勇人委員長** 福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 御質疑にお答えいたします。

令和5年1月に、まず、お話がありました。

**○赤平勇人委員長** 山田委員。

**○山田千里委員** では、令和5年1月から廃止に向けての相談がされてきたにしては、1年の間に廃止していくというのは、随分、拙速だなと思うんですが、今後、廃止、指定管理でなくなったことで、市の直営ということは考えられないでしょうか。

**○赤平勇人委員長** 福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** まず、市の直営になると、直接、専門職を雇用しなければならなくなります。

それで、今、民間事業者等による市場が、ある程度、確立している中で、市が、そこに参入して行って、新たな赤字を伴って、財政負担をするということは、なかなか想定できないであろうと考えております。

**○赤平勇人委員長** 山田委員。

**○山田千里委員** 分かりました。

そうすると、廃止後の施設の運営・活用というのは、どのように――計画とかはありますでしょうか。

**○赤平勇人委員長** 福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 廃止後の計画については、実際に廃止した後に、今後、庁内

関係課も含めて、その活用策というのを紹介しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○赤平勇人委員長 よろしいですか。

○山田千里委員 はい。

○赤平勇人委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。竹山委員。

○竹山美虎委員 スケジュールを見ると、第3回定例会に案件として出されて、議決をされれば、移行の作業を続けるということですがけれども、しっかりやってほしいのは、入居者57名ですか、この方たちの移る先、これをしっかりやってください。家族の話、本人の話をしっかり聞いた上で、ぜひ対応することを望みます。よろしくをお願いします。

○赤平勇人委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

次に、「決算の認定について（令和4年度青森市病院事業会計決算）」について、報告を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 令和4年度の青森市病院事業会計決算について御説明をさせていただきます。

病院事業会計の決算は、青森市民病院と青森市立浪岡病院を連結した決算となりますので、市民病院、浪岡病院、病院事業会計全体の順で御説明いたします。

初めに、青森市民病院についてですが、資料1を御覧ください。

資料左側が収益、右側が費用となっており、左側の収益のうち、収益的収入については、大きくは市民病院事業収益と高等看護学院事業収益の2つに分けられ、そのうち、市民病院事業収益は医業収益と医業外収益に分かれております。

資料左側、収益の表の備考欄を御覧ください。

令和4年度の入院・外来の状況につきましては、入院延べ患者数は8万6810人と前年度比1万2960人の減となっておりますが、主な要因としましては、院内でのクラスター発生に伴い、一部診療科において、診療制限を行った影響等によるものと考えております。1日平均患者数は237.8人と前年度比35.5人の減となり、その結果、病床利用率は51.8%と前年度比7.8ポイントの減となったところです。

なお、診療単価につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る入院患者や高額薬剤を使用する患者の増等により、6万1995円と前年度に比べ1207円の増となっております。

続きまして、外来の状況になりますが、延べ患者数は17万1167人と前年度比1万271人の減となっており、主な要因としましては、PCR検査患者の減等の影響によるものと考えております。1日平均患者数は704.4人と前年度比45.3人の減となったものの、診療単価については、外来診療時の手術件数の増等により、1万2066円と前年度比306円の増となったところです。

表に戻っていただき、「令和4年度決算見込額（A）」と書いてあるところを御覧いただきたいと思います。

ただいま御説明しました患者数等の結果、一番上、入院収益につきましては53億8176万3000円と前年度比6億8305万8000円の減、外来収益は20億6524万8000円と前年度比6843万8000円の減となりました。

その下、医業収益のその他については、他会計負担金とその他を合わせ、5億224万4000円と前年度比5318万5000円の増となり、結果、医業収益の小計では79億4925万5000円と前年度比6億9831万1000円の減となりました。

次に、医業外収益ですが、他会計補助金、負担金、その他の小計で26億2171万7000円と新型コロナウイルス感染症に係る県補助金の減等により、前年度比9382万9000円の減となりました。

その下、高等看護学院事業収益については、事業費用の減に伴う他会計負担金の減等の影響により、6927万6000円と前年度比313万3000円の減となりました。

この結果、黄色で囲んだ「経常収益計①」のところとなりますが、106億4024万9000円と前年度比7億9527万2000円の減となりました。

次に、資料右側、費用の表を御覧いただきたいと思います。

収益的支出についても、大きくは、市民病院事業費用と高等看護学院事業費用の2つに分けられ、そのうち、市民病院事業費用は医業費用と医業外費用に分かれております。

この費用につきましては、「増減（A）－（B）」の列で御説明させていただきます。

医業費用のうち、一番上の給与費は、退職給付費の増等により、前年度比2億1589万5000円の増、薬品費や診療材料費などの材料費は、患者数の減と連動し、前年度比9173万2000円の減、経費は、原油高の影響に伴う光熱水費及び燃料費の増等により、前年度比6321万1000円の増、減価償却費は、高額医療機器の減価償却終了の影響等により、前年度比7682万1000円の減、資産減耗費は、高額医療機器の廃棄による固定資産除却費の増等により、前年度比555万2000円の増、研究研修費は、出張旅費の増等の影響により、前年度比146万3000円の増となり、結果、医業費用の小計につきましては101億948万2000円と前年度比1億1756万8000円の増となりました。

その下、医業外費用については、内訳として、支払利息及び企業債取扱諸費、繰延資産償却、雑損失となっておりますが、控除対象外消費税の減等による雑損失の減等により、小計で4億2320万1000円と前年度比541万4000円の減となったところです。

医業費用に医業外費用を加えた市民病院事業費用は、合計欄となりますが、105億3268万4000円と前年度比1億1215万4000円の増となり、これに高等看護学院事業費用6855万8000円を加えた黄色で囲んだ部分、「経常費用計②」のところになります。

すけれども、106億124万2000円と前年度比1億905万8000円の増となったところです。

資料左側に戻っていただきまして、中段の太枠の水色部分になりますが、「経常損益①－②」と書いたところを御覧いただきたいと思います。

経常収益計①から経常費用計②を差し引いた経常利益は3900万7000円となったところであり、これに特別利益及び特別損失を加えた当年度の純損益については、同じく水色で囲んでおります「③－④」の部分となりますが、3939万6000円の純利益となりました。

続きまして、資本的収支について御説明いたします。

資料右下の資本的支出と書いたところを御覧いただきたいと思います。

この資本的支出は、医療器械等の購入や改良工事に係る費用、建設改良のために行った企業債の償還に係る費用等であり、令和4年度においては、前年度からの繰越しによる建設改良費の増の影響等により、合計で11億9384万4000円と前年度比502万円の増となりました。

資本的支出の財源となる資本的収入につきましては、今、説明しました資本的支出の左側に記載しておりますが、建設改良費の増に連動した企業債の増等により、合計8億1572万5000円と前年度比3129万5000円の増となりました。

資本的支出と資本的収入の差引き不足額3億7811万9000円につきましては、資料左下、補填財源欄と書いた欄に記載のとおり、過年度留保資金及び当年度留保資金で補填しております。

最後に、表の一番下、ピンクの囲みの部分になりますが、令和4年度決算における地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます資金不足額及び資金不足比率についてですが、資金不足額は5929万3000円と前年度比1億7267万1000円改善し、資金不足比率についても0.7%と前年度比1.9ポイント改善したところです。

以上が青森市民病院の決算の概要となります。

続きまして、浪岡病院について御説明いたします。

資料2を御覧いただきたいと思います。

市民病院と同様、資料左側の収益の表の備考欄になりますけれども、入院延べ患者数は4791人と前年度比83人の増、1日平均患者数は13.1人と前年度比0.2人の増となり、病床利用率は37.5%と前年度比0.6ポイントの増となりました。

診療単価は、重症度・看護必要度が高い患者の増等により、2万8700円と前年度比1462円の増となりました。

外来については、延べ患者数は3万1834人と新型コロナウイルスワクチン接種者の減等により、前年度比931人の減、1日平均患者数は119.7人と前年度比4.9人の減となったものの、発熱外来患者の増等により、診療単価は5762円と前年度比430円の増となったところです。

表に戻っていただき、「令和4年度決算見込額(A)」の列を御覧いただきたいと

思います。

結果、入院収益は1億3750万1000円と前年度比926万5000円の増、外来収益は1億8341万8000円と前年度比871万4000円の増となりました。

その下、医業収益のその他につきましては、他会計負担金の減等により、1億2572万円と前年度比1068万円の減となり、その結果、医業収益は、小計欄に記載のとおり、4億4664万円と前年度比730万円の増となりました。

医業外収益につきましては、小計欄となりますけれども、5億8752万7000円と新型コロナウイルス感染症に係る県補助金の減等により、前年度比1493万7000円の減となりました。

医業収益と医業外収益を合わせました黄色で囲んだ部分になりますが、「経常収益計①」のところです、10億3416万7000円と前年度比763万7000円の減となりました。

続いて、資料右側の費用となりますが、医業費用のうち、給与費は、退職給付費の減等により、前年度比4943万9000円の減、材料費は、入院患者数の増と連動し、前年度比494万3000円の増、経費は、病院建て替えに伴う医療機器移設業務の終了等により、前年度比961万5000円の減、減価償却費は、浪岡病院の建物や医療機器の減価償却の開始により、前年度比8539万3000円の増、資産減耗費は、薬品の廃棄による棚卸資産減耗費の増により、前年度比23万5000円の増、研究研修費は、研修参加の増等により、前年度比63万1000円の増となり、結果、医業費用合計では10億1062万3000円と前年度比3214万9000円の増となりました。

その下、医業外費用は、病院建て替え事業に係る長期前払い消費税額の増等により、小計欄となりますが、全体で8067万4000円と前年度比1537万4000円の増となったところであり、黄色で囲んだ部分、医業費用に医業外費用を加えた浪岡病院の「経常費用計②」については10億9129万6000円と前年度比4752万2000円の増となりました。

資料左側に戻っていただきまして、中段の太枠の水色部分になりますが、経常収益計から経常費用を差し引いた「経常損益①－②」の部分ですが、5712万9000円の経常損失となり、これに特別利益及び特別損失を加えた当年度の純損益については、同じく水色で囲んだ「③－④」の部分となりますが、5655万5000円の純損失となりました。

続いて、資本的収支について御説明いたします。

資料の右下を御覧ください。

資本的支出の合計は、病院建替事業費の減等の影響により、4億1116万3000円と前年度比10億7730万6000円の減となりました。

その左隣となりますが、資本的収入は、建設改良費の減に連動した企業債収入の減や、病院建替事業に係る県補助金の減などにより、合計3億5219万円と前年度比10億7609万3000円の減となりました。

その結果、資本的収支の差引き不足額5897万3000円については、過年度留保資金で補填したところであります。

なお、左の表の一番下、令和4年度決算における地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足額は、令和3年度決算と同様、生じていないところであります。

以上が、青森市立浪岡病院の決算の概要となります。

最後に、資料3を御覧いただきたいと思っております。

青森市民病院と青森市立浪岡病院の連結による青森市病院事業会計全体、こちらはポイントについて御説明いたします。

ただいま御説明しました両病院の決算について合算した結果、資料左側中段の太枠の水色部分「当年度純損益③－④」というところとなりますけれども、1715万9000円の純損失となったところであります。表の下から二段目、資金不足のところとなりますけれども、4222万3000円、その下、資金不足比率は0.5%と前年度より1.6ポイント改善したところであります。

青森市民病院におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が令和5年5月8日に2類相当から5類に引き下げられたことにより、病院運営に様々な影響が出ることが予想されますが、今後におきましても、地域医療支援病院として、その役割を果たしていくとともに、安全で良質な医療の提供と信頼される病院を目指し取り組んでいくこととしております。また、青森市立浪岡病院におきましては、引き続き経営改善に取り組みながら、在宅療養支援病院として、訪問診療・訪問看護に注力するとともに、地域住民の健康管理、疾病の治療や予防の基幹となる病院として、多くの住民の皆様にご利用していただけるよう取り組んでまいります。

なお、参考資料として貸借対照表比較表を添付しておりますので、こちらは後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上が、令和4年度青森市病院事業会計決算の概要となります。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

以上で、「令和5年第3回定例会提出予定案件」についての報告を終わります。

次に、「その他」の報告を求めます。

初めに、「令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況について」、報告を求めます。環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** 令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況について御説明させていただきます。

お手元の資料「令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況について」の1ページを御覧ください。

令和4年度の包括外部監査は、監査のテーマを「地球環境対策と一般廃棄物処理

に係る財務事務の執行について」として実施され、去る3月22日に包括外部監査人から監査結果が報告されました。

その指摘事項及び意見につきましては、令和5年4月21日開催の本常任委員協議会におきまして、「令和4年度包括外部監査結果への対応について」御報告しておりましたが、「(3) 指摘事項及び意見」のとおり、青森市において措置することが必要であると判断された指摘事項が9件、改善を要望するという趣旨の意見が43件ありました。

この監査結果を受けまして、指摘事項及び意見のあった事務の所管部局である環境部におきまして、検証作業等を行い、是正・改善等の措置の状況を取りまとめましたので、その概要を御説明いたします。

2ページ目を御覧ください。

「指摘事項への措置状況の概要」について、まず、「(1) 対応方針区分」であります。記載のとおり、是正、改善、改善検討、相違と大きく4つに分類しており、「(2) 対応方針別件数」であります。是正が3件で、全て是正済み、改善が6件で、そのうち5件が個別改善、1件が全庁改善であり、全て改善済みとなっております。なお、改善検討及び相違はありませんでした。

3ページ目を御覧ください。

「意見への対応」については、「(2) 対応方針別件数」であります。改善が43件で、全て改善済みであり、改善検討及び相違はありませんでした。

4ページ目を御覧ください。

こちらは、包括外部監査結果に対する措置状況をまとめた一覧であります。

説明は以上であります。詳細につきましては、資料データ「令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書」を御参照くださるようお願いいたします。

なお、この措置状況につきましては、本日、総務企画常任委員協議会において、総務部長からも御報告しております。

また、講じた措置につきましては、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、監査委員に通知いたしました。監査委員におきましては、同項の規定により、当該通知に係る事項を公表しなければならないこととされておきまして、市民の皆様には、各支所・市民センター等において縦覧に供するほか、市ホームページに掲載することとしております。また、このことについて、「広報あおもり」9月1日号でお知らせする予定としております。

以上でございます。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「指定管理者の募集等について」、報告を求めます。環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** 指定管理者の募集等について御報告いたします。

今年度をもって、指定期間が満了となる施設につきまして、令和6年度以降の指定管理者の募集を行うものであります。

配付資料を御覧ください。

初めに、「1 対象施設・募集内容」であります。

このたび、指定管理者を募集する当常任委員協議会が関連する施設は、番号の1番、環境部清掃管理課所管の青森市一般廃棄物最終処分場の1施設となっております。募集形態は公募としております。指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。利用料金制の導入はなしとしております。

次に、「2 今後のスケジュール」であります。

募集要項の配布期間は、本年8月25日から9月29日までとしており、清掃管理課で配布するとともに、市のホームページ、「広報あおもり」に掲載することとしております。申請書の受付期間、青森市指定管理者選定評価委員会による指定管理者候補者選定に係る審査、指定議案の提案までに係る一連のスケジュールは、資料に記載のとおりであります。

報告は以上でございます。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画の策定について」、報告を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画の策定について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、計画策定の理由についてであります。本計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、3年を1期として市町村に策定が義務づけられた老人福祉事業の供給体制の確保及び介護保険給付の円滑な実施について定める計画であります。

今年度で第8期計画の計画期間が終了することから、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする新たな計画を策定するものです。

次に、策定体制等につきましては、本計画は青森市健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会において審議していただくとともに、国から実施するよう示された調査で、要介護認定を受けていない方を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅で要支援・要介護認定を受けている方を対象とした在宅介護実態調査といったアンケート調査を令和4年12月に実施しております。計画の策定に当たっては、わたしの意見提案制度の実施、関係団体に対する意見照会等により、市民の皆様からの御意見を伺うこととしております。

今後のスケジュールですが、令和5年11月には計画素案を作成し、わたしの意見

提案制度を実施した上で、令和6年3月末までに計画を策定することとしており、本常任委員会の委員の皆様にも、適時、御報告してまいります。

説明は以上でございます。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** なければ、質疑は、これにて終了いたします。

次に、「介護保険料の遡及賦課誤りについて」、報告を求めます。福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 介護保険料の遡及賦課誤りについて御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

令和5年7月20日、本市の介護保険システム開発元である富士通 J a p a n 株式会社から、介護保険料の遡及賦課誤りの事例が全国的に発生している旨、情報提供があり、富士通 J a p a n 株式会社が調査した結果、7月24日、遡及賦課誤りがあったことが判明いたしました。

誤りについてであります。平成27年4月1日に施行された改正介護保険法においては、介護保険料の賦課決定は、各年度における最初の納期の翌日から起算して2年を経過した日以後においてははすることができないとされたところです。

この最初の納期について、システム上、特別徴収は5月10日、普通徴収は7月31日と設定すべきところを、改正前と同様、特別徴収を7月31日と設定していたことから、特別徴収の被保険者について、賦課決定のできない期間に増額賦課更正または減額賦課更正をしていたものであります。

具体的には、次のページの参考資料を御覧ください。

令和元年度の介護保険料を例にしますと、特別徴収の最初の納期が令和元年5月10日であり、2年後の令和3年5月11日以降は令和元年度分の保険料の更正ができないことになっていますが、最初の納期限を、一律、普通徴収の7月31日と設定していたことから、令和3年5月11日から7月31日まで間に、誤って、令和元年度分の保険料を更正したものです。

戻りまして、1枚目の資料を御覧ください。

賦課誤りのあった介護保険料につきましては、対象期間が平成29年度から令和5年度までに遡及賦課した平成27年度分から令和3年度分までの7年間分の保険料で、過大に徴収した方の人数及び金額は合計75人、161万6900円、過大に還付した方は合計162人、429万3900円となっております。

この遡及賦課誤りについての対応方針についてですが、保険料を過大に徴収した方については、還付手続を行ってまいります。保険料を過大に還付した方については、時効——いわゆる2年ですが——により徴収できる期間を過ぎていること、賦課権が消滅していることから、保険料の返還を求めないこととします。なお、同様の事例があった自治体も同様の対応を取っているところでもあります。

今回の誤りを踏まえ、再発防止策としては、今後、法改正の際には、他市の運用

の確認、システム委託業者との情報共有を行いながら、適正な法解釈・運用を徹底してまいります。

還付手続についてのスケジュールは、過大に徴収した増額分等の返還額を9月補正で措置する予定としており、議会の議決後、9月下旬以降、対象者にお詫びの文書と還付通知を送付し、返還する予定としております。

このたびは、関係する市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。今後、このようなことがないように、再発防止に努めてまいります。

説明は以上でございます。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。山田委員。

**○山田千里委員** 今、このシステム開発元の富士通 J a p a n 株式会社から情報提供があり、判明したとなつていますが、これ以外に、今まで気づくことができるような運用にはなつていなかったのでしょうか。

**○赤平勇人委員長** 福祉部長。

**○岸田耕司福祉部長** 法改正の際には、私どもは、富士通 J a p a n 株式会社と共に、その改正内容等のチェックはしてきておりました。しかしながら、今回、最初のチェックを漏らしたということで、そのまま来てしまったんですけども、全国的に、富士通 J a p a n 株式会社をはじめとした中で、法解釈の運用・解釈の部分が、非常に、自治体によって、ちょっと複雑だったものがありまして、今、自治体において、賦課誤りの部分が、結構、発生してきております。その中で、富士通 J a p a n 株式会社システム会社として入ってきている分の情報が我々にちょっと寄せられたもので、至急、調査して、その事実が判明したということでありまして。

**○赤平勇人委員長** よろしいですか。

**○山田千里委員** はい。

**○赤平勇人委員長** ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** なければ、質疑は、これにて終了いたします。

次に、「黒石地区清掃施設組合環境管理センターの利活用に関する条件付き公募型プロポーザルの審査結果について」、報告を求めます。浪岡振興部長。

**○館山公浪岡振興部長** 黒石地区清掃施設組合が令和7年度末で解散することに伴います黒石地区清掃施設組合環境管理センターの利活用に関する条件付き公募型プロポーザルの実施につきまして、5月19日開催の本協議会で御報告していましたが、その審査の結果がまとまりましたので、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

令和5年7月13日に審査委員会を開催し、提案のありました1者について、厳正な審査を行った結果、株式会社青南商事が、評価点100点満点中70点となり、基準点の60点を満たしたため、優先交渉権者として選定されたところであります。

今後、同組合では、資料の「配置図（1）」、黄色の部分ですが、このグラウンド約1万1000平方メートルの売却について、構成市町村及び優先交渉権者と契約に係る協議を行う予定としております。

なお、グラウンドの活用方法につきましては、プラスチック再資源化施設を整備することとしており、購入希望価格は5840万円となっております。

その他の施設の活用につきましても、今後、協議していく予定となっております。以上でございます。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。  
この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。  
〔佐々木浩文環境部長「はい」と呼ぶ〕

**○赤平勇人委員長** 環境部長。

**○佐々木浩文環境部長** 秋田市の災害廃棄物の収集運搬支援結果について御報告いたします。

令和5年7月14日からの秋田県での大雨災害に係る秋田市での収集運搬支援結果につきまして、先般、令和5年8月2日付で、委員の皆様へ、電子文書により御報告しておりました秋田市の災害廃棄物の収集運搬支援につきましては、環境省東北地方環境事務所からの要請を受けまして、令和5年8月8日から8月10日までの3日間の日程で、2トン積み箱型トラック1台と職員2名にて実施したところであります。

収集運搬支援の概要であります。支援の初日の令和5年8月8日は秋田市の中心部より東側の地域を、2日目の令和5年8月9日は秋田市の中心部より南側の地域を、3日目の令和5年8月10日は、再度、秋田市中心部より東側の地域を巡回し、被災した家屋の前や空き地に出された災害廃棄物を収集し、秋田市のごみ処理施設であります秋田市総合環境センターへ搬入する作業を行ったところであります。

秋田市担当者からは、青森市から派遣いただいた箱型トラックは、災害ごみを車両に積み込みやすい昇降ゲートがあるため、冷蔵庫や洗濯機などの大型で重量のある災害ごみを人力で積み下ろしする作業には非常に重宝したというような支援に対してのお礼があり、秋田市の災害廃棄物の収集運搬へのお役に立てられたものと考えております。

令和5年8月8日から10日までの3日間にわたる秋田市の災害廃棄物の収集運搬支援についての報告は以上でございます。

**○赤平勇人委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。  
ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔佐々木浩文環境部長「はい」と呼ぶ〕

○赤平勇人委員長 環境部長。

○佐々木浩文環境部長 続きまして、(仮称)みちのく風力発電事業につきまして、御報告したい事項がありますので、それに先立ちまして、資料を配付させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○赤平勇人委員長 お願いします。

〔議会事務局が資料配付〕

○佐々木浩文環境部長 それでは、初めに、先週の令和5年8月16日に、当該事業の事業者である株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、6自治体の首長を代表し、西青森市長と北館十和田市副市長より、事業の白紙撤回を求める意見書を手渡した経緯とその概要について御報告いたします。

本年7月に、本市から事業実施想定区域に係る他の5つの立地自治体——十和田市・平内町・野辺地町・七戸町・東北町の首長に対し、当該事業に関する意向照会を行ったところ、いずれの自治体も当該事業には反対であり、事業者に対し、白紙撤回を求める意見書を手渡すべきとの結論に至り、事業者から方法書が提出される前のタイミングで、急遽、行うこととしたものであります。

意見書の手交式において、市長は、多大な環境影響が懸念されるため、事業には賛同できるものではないという旨を述べ、事業の白紙撤回を求めたところであります。

これに対して、事業者からは、6自治体首長からの意見書を大変重く受け止めている、地域の理解を得ずに、一方的に事業を進めることはない、意見書内容を精査するとともに、現在行っている眺望景観や水源等の調査結果を踏まえ、誠意を持って計画見直しを検討したいとの意向が示されたところであります。

次に、県知事要望について御報告いたします。

資料を御覧ください。

各立地自治体との協議の中で、事業者に対する意見書提出に加え、県知事にも事業の白紙撤回を求める要望書を提出することとしたものであります。

県知事に対する6自治体首長の連名による事業の白紙撤回を求める要望書の提出につきましては、令和5年8月23日に執り行うこととしておりますので、併せて御報告いたします。

なお、本日お配りしました資料につきましては、民生環境常任委員協議会終了後に、全議員の皆様へタブレット配信にて、お知らせする予定であります。

また、県知事要望の内容につきましては、令和5年8月23日午後、全議員の皆様へタブレット配信にて、お知らせいたします。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**赤平勇人委員長** 質疑はないものと認めます。

ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**赤平勇人委員長** また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**赤平勇人委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )